一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１２月２２日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市条例第３７号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（給与の特例）
第５条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>１</td><td>４０５，０００円</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４５５，０００円</td></tr>
<tr><td>３</td><td>５０８，０００円</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５７４，０００円</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６５５，０００円</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７６５，０００円</td></tr>
<tr><td>７</td><td>８９３，０００円</td></tr>
</table>
２から４まで　＜省略＞
（給与条例の適用除外等）
第６条　＜省略＞
２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料
</td><td>
（給与の特例）
第５条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>１</td><td>３９２，０００円</td></tr>
<tr><td>２</td><td>４４０，０００円</td></tr>
<tr><td>３</td><td>４９２，０００円</td></tr>
<tr><td>４</td><td>５５５，０００円</td></tr>
<tr><td>５</td><td>６３４，０００円</td></tr>
<tr><td>６</td><td>７４０，０００円</td></tr>
<tr><td>７</td><td>８６４，０００円</td></tr>
</table>
２から４まで　＜省略＞
（給与条例の適用除外等）
第６条　＜省略＞
２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料
</td></tr>
</table>

表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。	表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。

第２条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第６条　＜省略＞ ２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２６．	（給与条例の適用除外等） 第６条　＜省略＞ ２　特定任期付職員に対する給与条例第１２条の２第１項、第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１２条の２第１項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年瀬戸市条例第４号）第５条第１項の給料表」と、給与条例第１９条の２第１項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第５条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２５」

２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。	とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和７年１２月２５日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

３　適用の日（以下「適用日」という。）前に市長の定める号給を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において号給を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。